

別紙

◎協議事項についてのご意見

(相原委員)

デジタルデータ化による写しの作成・交付に関する規定は必須事項だと思います。

費用の設定の根拠となる考え方も妥当ではないでしょうか。特に異論はございません。

(門松委員)

お示しいただきました協議事項の内容につきましては、媒体に CD-R 及び DVD-R を追加するという点と、その費用負担に関して、紙媒体への複写とのバランスをとるという点の双方に関しまして異存は全くございません。

あえて気になった点を申し上げますとすれば、近年では、光ディスクドライブを実装していないノートパソコンなども増えており、デジタルデータによる複写の場合、CD-R や DVD-R などのメディアではなく、USB メモリ等の媒体への複写を望まれる利用者もおられる可能性があるように思います。この場合は、規定の 5 の項目で対応をされるのか、あるいは、USB メモリ等への複写は行わないこととするのか、など、光ディスク以外のデジタルメディアに対する複写の要望に対する対応などもあらかじめご検討いただいた方がよろしいように思います。

また、この他には、すでに光ディスク媒体への複写が行われたことのある資料に対して 2 回目以降の申請が行われた場合、すでにスキヤニングとデータ変換は完了してデータが手許にあるはずなのに、なぜ図面 1 点につき 10 円の費用を再び負担しなければならないのか(=メディア代だけでよいのではないか)、といった疑問などが寄せられることも考えられますので、2 回目以降も 1 回目と同様の費用負担を求めるということであれば、複写方法の違いによる費用負担の格差是正が目的であって、作業に必要な事務的手数料の徴収が目的ではない、ということを複写申請の際の説明に必ず加えるなどの対応準備をご検討いただいた方がよろしいように感じました。

(田中委員)

記憶媒体 100 円、120 円の根拠を明確にしておいてください。

(中山委員)

この度、書面協議の内容として諮られた「酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正」について了承いたしました。

特に利用者請求の写しの作成等にかかる手立てについては、デジタル化時代の要請に応じた対応、そして適正な費用負担になっていると考え賛同するものです。

但し、将来、次の点が課題になると考えます。

- 1 受益者負担による実費請求について、資料では国の行政機関の例を参考に、光ディスク本体費用を CD-R は 100 円、DVD-R を 120 円と設定しているようですが、将来の物価上昇を見据え、今後、光ディスクの本体価格が上昇した場合どのように対応するか。
- 2 デジタル文書・資料は劣化しないため、許可を得ない二次利用・三次利用、或いはネットへの転載等を行わないよう注意喚起を徹底していくこと。

以上